

能登町建設工事標準請負契約約款（平成 17 年能登町告示第 14 号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(総 則)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第 2 条・第 3 条 (略)</p>	<p>(総 則)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>第 2 条・第 3 条 (略)</p>
<p>(契約の保証)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第 5 項</u>においてこれらを「保証の額」という。))は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。</p> <p><u>3 乙が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 47 条の 2 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p>4 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたも</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第 4 項</u>においてこれらを「保証の額」という。))は、請負代金額の 10 分の 1 以上としなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 第 1 項の規定により、乙が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたも</p>

のとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

3 乙が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第6条～第8条 (略)

(監督員)

第9条 (略)

のとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第6条～第8条 (略)

(監督員)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者(建設業法第 26 条第 3 項本文に規定する工事にあつては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同項本文に規定する工事にあつては専任の監理技術者をいい、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した専任の監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2～4 (略)

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技

2～4 (略)

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) (略)

(2) 主任技術者(建設業法第 26 条第 3 項に規定する工事にあつては、専任の主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同項に規定する工事にあつては専任の監理技術者をいい、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した専任の監理技術者をいう。以下同じ。)

(新設)

(3) 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 ～4 (略)

5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、相互に

術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、相互にこれを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3~5 (略)

第13条・第14条 (略)

(支給材料及び貸与品)

これを兼ねることができる。

第11条 (略)

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3~5 (略)

第13条・第14条 (略)

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 (略)

2・3 (略)

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適當でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5～11 (略)

第 16 条～第 20 条 (略)

(著しく短い工期の禁止)

第 20 条の 2 甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第 21 条 (略)

(甲の請求による工期の短縮等)

第 22 条 (略)

(削除)

第 15 条 (略)

2・3 (略)

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適當でないとき、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5～11 (略)

第 16 条～第 20 条 (略)

(新設)

第 21 条 (略)

(甲の請求による工期の短縮等)

第 22 条 (略)

2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合におい

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、及び乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 29 条 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 甲は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 21 条、第 22 条、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 (略)

第 31 条～第 33 条 (略)

(前金払及び中間前金払)

て、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、及び乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 29 条 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 甲は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 22 条まで、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する

2 (略)

第 31 条～第 33 条 (略)

(前金払及び中間前金払)

第34条 (略)

2~7 (略)

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額(前項の規定の適用があるときは、同項の規定により定められた額)を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第35条~第40条 (略)

(契約不適合責任)

第41条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

第34条 (略)

2~7 (略)

8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額(前項の規定の適用があるときは、同項の規定により定められた額)を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第35条~第40条 (略)

(瑕疵担保)

第41条 甲は、工事目的物に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(軽舗装及び木造又はこれに準ずる建物の場合は、1年)以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(削除)

(削除)

3 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に規定する部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことができる期間は10年とする。

4 甲は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(甲の任意解除権)

第 42 条 甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 43 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(削除)

(甲の催告による解除権)

第 43 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) (略)

(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 42 条 乙の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項(第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第 43 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(新設)

(1) (略)

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又

事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) (略)

(5) 正当な理由なく、第 41 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(削除)

は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) (略)

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第 46 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次条において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協

(甲の催告によらない解除権)

第 43 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を

かし、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(新設)

達成することができないものであるとき。

(5) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合

にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して、公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年

法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ この契約に関して、公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ この契約に関して、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。サにおいて同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関して、乙について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 44 条 第 43 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 44 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(乙の催告による解除権)

第 45 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(削除)

(乙の催告によらない解除権)

第 45 条の 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 乙 (法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。) について刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

(4) 乙について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

第 45 条 甲は、工事が完成するまでの間は、前 2 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 45 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(削除)

(削除)

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 46 条 第 45 条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前 2 条の規定による契約の解除をするこ

(1) 第 43 条又は第 44 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合 (第 43 条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第 46 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

とができない。

(削除)

(解除に伴う措置)

第 47 条 甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額(第 37 条の規定に

(1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5(工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 47 条 甲は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額(第 37 条の規定に

よる部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を、[第48条](#)の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、[第43条の2](#)又は[次条第3項](#)の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ[年 2.6 パーセント](#)の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が[第42条](#)、[第45条](#)又は[第45条の2](#)の規定によるときにあつては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、この契約が[工事の完成前](#)に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が[工事の完成前](#)に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

よる部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を、[次条](#)の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、[第44条](#)又は[第45条の2第2項](#)の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ[年 2.7 パーセント](#)の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が[第45条](#)又は[前条](#)の規定によるときにあつては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段の規定により乙が返還すべき期限については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第42条、第45条又は第45条の2の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段又は第6項の規定により乙がとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第47条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

6 乙は、この契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段の規定により乙が返還すべき期限については、この契約の解除が第43条、第44条又は第45条の2第2項の規定によるときは甲が定め、第45条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段又は第6項の規定により乙がとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(新設)

(新設)

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき
又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙
は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する
期間内に支払わなければならない。

(1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契
約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の
責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったと
き。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当
する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平
成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法
（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法
（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項
第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引
上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による
ものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第43条の2第9号及び第11号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第47条の3 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(新設)

(契約不適合責任期間等)

第 47 条の 4 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 甲は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に

(新設)

必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 64 号)第 5 条に規定する部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことができる期間は 10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第 48 条 乙は、この契約に関して、第 43 条の 2 第 11 号クからコまでのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 3 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 43 条の 2 第 11 号ク又はケに該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) (略)

2 乙は、この契約に関して、第 43 条の 2 第 11 号コに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 43 条の 2 第 11 号ケに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 43 条の 2 第 11 号コに規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) (略)

3 ～5 (略)

(賠償の予約)

第 48 条 乙は、この契約に関して、第 44 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 3 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 44 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) (略)

2 乙は、この契約に関して、第 44 条第 3 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する額のほか、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 44 条第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 44 条第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) (略)

3 ～5 (略)

第 49 条 (略)

(賠償金の徴収)

第 50 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日までの日数に応じ年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 51 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第 49 条 (略)

(賠償金の徴収)

第 50 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日までの日数に応じ年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 51 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

第 52 条 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第 53 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 54 条 (略)

第 52 条 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第 53 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第 54 条 (略)

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日告示第 31 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 20 条の 2、第 30 条第 1 項、第 51 条第 2 項の改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。(ただし書きで示した条項については、黄色で着色)